



「公印省略」

25 学保 第 49-3 号

平成 25 年 6 月 5 日

小郡三井医師会

会長 蒲池 壽 様

久留米市教育委員会

教育長 堤 正則

(学校保健課)

平成 25 年度就学援助 (医療費) 請求について (依頼)

標記の件につきましては、請求の取扱いにおいて一部変更をさせて頂く事になりました。

つきましては、お手数お掛けしますが、別紙「平成 25 年度就学援助 (医療費) 請求について (お知らせ)」を貴会会員の医療機関へご周知頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 添付資料

『平成 25 年度就学援助 (医療費) 請求について (お知らせ)』

久留米市城南町 15-3 久留米市役所 17 階
久留米市教育委員会 学校保健課
担当: 古賀・丸林・小柳 (Tel 30-9273)
(開庁時間 8:30~17:15)

平成25年度就学援助(医療費)請求について(お知らせ)

就学援助の医療費請求は、これまで各学期単位としてきましたが、平成25年度より治療が完了した医療券は、随時請求書を受け付ける取扱いに変更となりますのでお知らせします。(詳細につきましては、下記をご参照下さい)

記

1. 変更点について

項目		平成25年度医療費請求												
①	学校保健課への請求書提出時期	○ 各学期有効期間中に治療が完了した医療券については、<u>随時請求書の提出を受け付けます</u>。 但し、支払事務のため、各月請求書の提出期限は、以下のとおりとします。 (※1)提出期限…請求書月の翌月15日を期限とします。 ○ <u>有効期間終了後の最終提出期限は、平成24年度と同じ下表のとおりとします。</u> <table><tr><th>学期</th><th>有効期間</th><th>最終提出期限</th></tr><tr><td>1学期</td><td>4月1日～8月31日</td><td>9月15日</td></tr><tr><td>2学期</td><td>9月1日～12月31日</td><td>1月15日</td></tr><tr><td>3学期</td><td>1月1日～3月31日</td><td>4月15日</td></tr></table>	学期	有効期間	最終提出期限	1学期	4月1日～8月31日	9月15日	2学期	9月1日～12月31日	1月15日	3学期	1月1日～3月31日	4月15日
学期	有効期間	最終提出期限												
1学期	4月1日～8月31日	9月15日												
2学期	9月1日～12月31日	1月15日												
3学期	1月1日～3月31日	4月15日												
②	医療費支払時期	○ 各月とも、(※1)提出期限までに提出された請求書については、<u>提出期限より約1～1.5ヶ月後に振込</u>を行います。 (3月分は、5月末までに振込予定)												

2. 変更時期

有効期間が、『平成25年4月1日以降の医療券』より適用

3. 備考

平成25年度医療券につきましては、5月中旬以降の発券を予定しています。

久留米市城南町15-3 久留米市役所17階
久留米市教育委員会 学校保健課
担当：丸林・小柳 (Tel 30-9273)